



目 次

規 則	ページ
◎覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 2
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課) 2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課) 2
○道路の供用開始	(道路課) 2
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課) 2
公 告	
○土地改良区の役員の就任	(農業基盤課) 3
高知県選挙管理委員会告示	
○当選を無効とした決定に関する審査の申立てに対する裁決	(10・16揭示) 3

規 則

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月4日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第71号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則(平成9年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県覚醒剤取締法施行細則

第1条中「覚せい剤取締法()を「覚醒剤取締法()に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に、「に定める」を「並びに高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)に定める」に改める。

第2条第2項中「正本」を「、正本」に改め、同項第1号中「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同項第2号中

「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同項第3号中「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同条第3項中「施設」を「当該施設」に改める。

第3条の見出し中「覚せい剤施用機関等」を「覚醒剤施用機関等」に、「届出」を「届出手続」に改め、同条中「並びに法」を「並びに」に、「覚せい剤施用機関等の」を「覚醒剤施用機関等の」に、「覚せい剤施用機関等廃止等届出書」を「覚醒剤施用機関等廃止等届出書」に改める。

第4条の見出し中「返納」を「返納等の手続」に改め、同条第1項中「法第30条の5において」を「これらの規定を法第30条の5において読み替えて」に改め、同条第2項中「において」を「において読み替えて」に改める。

第5条の見出し中「申請」を「申請手続」に改め、同条中「において」を「において読み替えて」に改める。

第6条の見出し中「覚せい剤施用機関等」を「覚醒剤施用機関等」に、「届出」を「届出手続」に改め、同条中「法第30条の5において」を「これらの規定を法第30条の5において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関等の」を「覚醒剤施用機関等の」に、「覚せい剤施用機関等名称等変更届出書」を「覚醒剤施用機関等名称等変更届出書」に、「氏名」を「氏名(法人にあっては、その名称)又は住所」に、「、その事実」を「その事実」に改める。

第7条の見出し中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条中「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に、「のとおりにする」を「による覚醒剤交付書によるものとする」に改める。

第8条の見出し中「覚せい剤等」を「覚醒剤等」に改め、同条中「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

第9条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「第30条の14」を「第30条の14第1項」に改める。

第10条の見出し中「所有覚せい剤等」を「所有覚醒剤等」に、「報告」を「報告手続」に改め、同条第1項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第2項中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に、「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に改める。

第11条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同条中「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に、「覚せい剤施用機関指定証」を「覚醒剤施用機関指定証(次項において「指定証」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、県の開設する覚醒剤施用機関において指定証を毀損し、又は亡失したときは、指定証を再交付するものとする。

別記第1号様式中

「覚せい剤施用機関等廃止等届出書」

を「覚醒剤施用機関等廃止等届出書」に、「覚せい剤施用機関等の廃止等をした」を「覚醒剤施用機関等の廃止等をしました」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、」を「覚醒剤施用機関、」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改める。

別記第4号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「き損」を「毀損」に改める。

別記第5号様式中

「覚せい剤施用機関等名称等変更届出書」を

「覚醒剤施用機関等名称等変更届出書」に、「覚せい剤施用機関等の」を「覚醒剤施用機関等の」に、「生じた」を「生じました」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関、」を「覚醒剤施用機関、」に、「覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者」に、「名称」を「その名称)又は住所」に改める。

別記第6号様式中

「覚せい剤交付書」を

「覚醒剤交付書」に、「(覚せい剤研究者)」を「(覚醒剤研究者)」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改める。

別記第7号様式中

「覚せい剤廃棄届出書」を「覚醒剤廃棄届出書」に、「覚せい剤原料廃棄届出書」に係る「覚せい剤原料」を

「覚醒剤廃棄届出書」に係る「覚醒剤原料」に、「完了した」を「完了しました」に、「覚せい剤取締法施行細則」を「高知県覚醒剤取締法施行細則」に改める。

別記第8号様式中「発生した」を「発生しました」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、

「第23条

第30条の14」

を

「第23条

第30条の14第1項」

に改める。

別記第9号様式中

「覚せい剤
覚せい剤原料」
を
「覚醒剤
覚醒剤原料」
に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「第30条の15第4項」を「同法第30条の15第4項」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。
別記第10号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤
覚せい剤原料」
を
「覚醒剤
覚醒剤原料」
に、「譲り渡した」を「譲り渡しました」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「
覚せい剤取締法」
を
「
覚醒剤取締法」
に、「第30条の15第4項」を「同法第30条の15第4項」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。
別記第11号様式中
「覚せい剤
覚せい剤原料」
を
「覚醒剤
覚醒剤原料」
に、「譲り受けたので、覚せい剤取締法施行細則」を「譲り受けましたので、高知県覚醒剤取締法施行細則」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「
覚せい剤取締法」
を
「
覚醒剤取締法」
に改める。
別記第12号様式中「（第12条関係）」を「（第11条関係）」に、「
県の開設する覚せい剤施用機関指定証」
を
「
県の開設する覚醒剤施用機関指定証」
に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「規定により」を「規定に基づき」に、「覚せい剤施用機関として」を「覚醒剤

施用機関として」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年11月4日

高知県知事 濱田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和2年8月29日	清谷知郎 宿毛市中央三丁目3-18	清谷医院 宿毛市中央三丁目3-18 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション

高知県告示第863号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和2年11月4日

高知県知事 濱田 省司

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区
小型かつお漁業

高知県告示第864号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月4日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡黒潮町	澳本康之
〃 〃	松田達治
〃 〃	澳本傑

(2) 加入区の名称

大方町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和2年11月4日から同月18日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合入野支所

高知県告示第865号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月4日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 夜須物部

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香南市香我美町奥西川字大ノ谷乙4307番1	45	令和2年11月4日

高知県告示第866号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和2年11月4日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町東野字子ノ丸	1648番1	6.00	38.26	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、庄毛土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

令和2年11月4日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住所
理事	青木 正雄	室戸市吉良川町甲2156番地
〃	岩川日出男	〃 〃 2861番地3
〃	久保 利文	〃 〃 3254番地2
〃	佐藤 行宣	〃 〃 2792番地
〃	小松 弘之	〃 吉良川町乙3820番地
〃	松本 悦郎	〃 吉良川町甲2840番地
監事	谷山 純一	〃 吉良川町乙3489番地2
〃	井上 正司	〃 吉良川町甲2204番地
〃	安岡 文男	〃 〃 2343番地

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第78号

平成31年4月21日執行の北川村議会議員選挙における審査申立人の当選を無効とした令和元年12月24日付け北川村選挙管理委員会の決定に係る審査の申立てに対して裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により次のとおりその要旨を告示する。

令和2年10月16日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

（原文登載）

裁決書

高知県安芸郡北川村小島63番地

審査申立人 尾崎 一マ

高知県高知市升形4番28 ダイアパレス升形101

横川法律事務所

上記代理人弁護士 横川 誠二

同 横川 英一

審査申立人（以下「申立人」という。）が令和2年1月10日に

提起した平成31年4月21日執行の北川村議会議員選挙における審査申立人の当選を無効とした令和元年12月24日付け北川村選挙管理委員会の決定に係る審査の申立て（以下、この審査の申立てを「本件申立」と、本件申立に係る申立書を「本件申立書」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件申立を棄却する。

本件申立の要旨

第1 本件申立の趣旨

平成31年4月21日執行の北川村議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に立候補し当選した申立人の当選の効力に関する選挙人からの令和元年5月6日付け異議の申出に対し、北川村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）が令和元年12月24日付けで異議の申出を認容する決定（以下「原決定」という。）をしたので、申立人は、これを不服として、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）206条2項の規定に基づき、令和2年1月10日、高知県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）に対し、原決定を取消す旨の裁決を求めたものである。

第2 本件申立の理由

本件申立の理由を要約すると、次のとおりである。

1 平成28年7月に高知県安芸郡奈半利町乙2684-1の借家（以下「奈半利町居宅」という。）を賃借した理由は、申立人の長男（以下「長男」という。）が高知県立安芸高等学校（以下「高校」という。）への進学を希望したことが理由である。

高校の始業時間は午前8時35分であるが、高知県安芸郡北川村小島63番地の申立人の自宅（以下「北川村居宅」という。）から公共交通機関を利用しての通学では始業時間に間に合わない。申立人が自家用車を運転して通学することは可能であるが、早朝に起床する必要があるなど毎日の送迎が困難である。

北川村居宅よりは高校に近い北川村野友地区への転居を検討し、村営住宅等への入居申込みをしたが入居できなかった。

そこで、やむなく、奈半利町居宅を賃借して、平成28年7月から申立人の妻（以下「妻」という。）と長男は、奈半利町居宅で生活を始めた。

2 申立人は、北川村の村議会議員として活動していたため、北川村を生活の本拠とする必要があると自覚しており、長男が高校に入学した平成29年4月からの生活スタイルは、次のとおりであった。

北川村居宅で寝泊まりする頻度は、週に4日程度である。その際は、北川村居宅で朝食をとり、奈半利町居宅に行き長男を自家用車で高校まで送り、日中は私的な用事

や農業、議員活動等を北川村やそれ以外の場所で行い、午後8時ころ奈半利駅に長男を迎えに行き、奈半利町居宅に長男を送る。奈半利町居宅で寝泊まりする頻度は、週3日程度である。その際は、主に奈半利町居宅で夕食をとり、入浴し、泊まらない日は北川村居宅に帰って夕食をとり、入浴している。

北川村で従事している農業は、高齢となった妻の父に代わって柚子や自家米を栽培するものであり、柚子に関しては通年作業を行っている。

3 したがって、起臥寝食の頻度からして、申立人の生活の本拠は北川村居宅にある。

裁決の理由

第1 申立人及び村委員会の主張等

当委員会は、本件申立の要件審査において、一部不適法と認められる点があったことから申立人に補正を命じ、申立人から補正された本件申立書が提出されたので、本件申立書を適法なものとしてこれを受理し、村委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴し、また、村委員会及び申立人に対して証拠物件の提出を求めた。

なお、申立人に対して口頭意見陳述の意思を確認したが、希望する旨の回答はなかった。

提出された主張書面や証拠物件に基づき、当委員会が慎重に審査した結果は、以下のとおりである。

1 申立人の主張の内容
申立人の主張の内容は、前記「本件申立の理由」のとおりである。
2 村委員会の弁明の内容
村委員会の弁明の内容を要約すると、次のとおりである。

（1）申立人は、奈半利町居宅を賃借した理由を、長男の進学のためと主張するが、北川村においては、この15年程度の間で中部地域（和田及び小島）から村外の高専学校への進学者は5名おり、その5名中4名は自宅から通学している。この通学実績からすれば、条件的に不利な地域であるものの、転居しななければならないほど通学が困難とまではいえない。また、申立人は、仕事等の都合により毎日の送迎ができないことを主張するが、村議会議員としての出張等による早朝集合は年2回程度であり、申立人家族による送迎対応が可能である。

（2）申立人は、主として週4日北川村居宅で起臥寝食し、週3日奈半利町居宅で起臥寝食していると主張しているが、令和元年10月25日に村委員会において行われた申立人の口頭意見陳述では、「週の内3、4日間は北川村居宅で寝起きし、一方奈半利町居宅では週の

内3、4日間は寝起きして食事や入浴などの生活全般を行い、北川村居宅で寝起きする4日間についても食事や入浴などの生活を奈半利町居宅で基本的には行っている。」旨の陳述をしている。本件申立において申立人が主張している生活状況は、申立人が村委員会で行った口頭意見陳述における生活状況と変わっていることから、申立人の主張には信用性がない。

(3) 村委員会は、申立人の生活の本拠が北川村居宅にあったとの確たる証拠がないため、生活の本拠が北川村居宅にあったとの認定には至っていない。申立人が北川村居宅に生活の本拠があると主張するのであれば、その主張を裏付ける証拠書類等を提示しなければならない。

3 申立人の反論の内容

村委員会の弁明に対する申立人の反論の内容を要約すると、次のとおりである。

(1) 北川村中部地域において村外の高等学校への進学者5名中4名が自宅から通学しているからといって、父母の職業、職場の所在地、同居家族の有無、家族構成、家族の健康状態等各家庭の状況は異なるのであり、長男の北川村居宅からの通学が困難ではないとの主張は成り立たない。

(2) 村委員会は、生活スタイルについて、村委員会における申立人の口頭意見陳述の内容と本件申立書の主張内容とが異なり、申立人の主張には信用性がないと主張する。

しかし、申立人は、口頭意見陳述の際に、「週の内3、4日間は北川村居宅で寝起きし、一方奈半利町居宅では週の内3、4日間は寝起きして食事や入浴などの生活全般を行い、北川村居宅で寝起きする4日間についても食事や入浴などの生活を奈半利町居宅で基本的には行っている」との趣旨の陳述はしておらず、村委員会は、申立人の口頭意見陳述の内容を曲解している。申立人は、口頭意見陳述の際、奈半利町居宅に泊まるときに北川村居宅で朝食や夕食を取ることもあるし、北川村居宅で寝るときに奈半利町居宅で朝食や夕食を取ることもあるが、総じていえば、申立人は、北川村議会議員として北川村居宅で寝起きする必要があるとの意識のもと、北川村居宅での生活は週に4日、奈半利町居宅での生活は週に3日であったと陳述したのであり、口頭意見陳述の内容と本件申立書の内容とに変遷はない。

(3) 村委員会は、生活の本拠については、申立人に主張立証の責任がある旨を主張する。

しかし、公職選挙における立候補の自由が憲法15条

の趣旨に照らし基本的人権の一つとして憲法の保障する重要な権利であるところ（最高裁昭和43年12月4日大法廷判決）、法202条が各市町村の選挙管理委員会の決定に、議員の被選挙権を否定し、議員たる地位を剝奪するという重大な効果を認めていることからみても、失職の要件の具備については、これを理由に処分する選挙管理委員会に主張立証責任があることから、他に住所があるため引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有していないということについての主張立証責任は、選挙管理委員会が負担すると考える（同趣旨の裁判例として高松高等裁判所平成29年1月31日判決）。

第2 当委員会の判断

1 争点

法10条1項5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると定め、また、法9条2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定している。

したがって、本件選挙において申立人が被選挙権を有するためには、本件選挙の行われた平成31年4月21日の時点まで引き続き3箇月以上（すなわち同年1月21日から同年4月21日までの間）北川村の区域内に住所を有する者であったことが必要であり、この点が争点となる（以下上記3箇月の期間を「本件期間」という。）。

2 住所認定について

法9条2項所定の住所とは、民法（明治29年法律第89号）22条で定める「生活の本拠」をいうが、何をもって生活の本拠と認定するかについては、次の最高裁判決の内容が基準となる。

まず、「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである。」とされている（昭和23年12月18日最高裁判決）。そして、「公職選挙法及び地方自治法が住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参与する権利を与えるためであって、その趣旨から考えても、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべきである」とされ（昭和35年3月22日最高裁判決）、また、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」とされている（平成9

年8月25日最高裁判決）。

当委員会も、これらの最高裁判決の内容を基準として、申立人の生活の本拠を検討することになる。

3 立証責任について

(1) 当委員会の見解について

ア 申立人の生活の本拠が北川村居宅にあったか奈半利町居宅にあったかを立証する責任は、村委員会が主張するように、当委員会も申立人がその被選挙権を根拠付ける生活の本拠が北川村居宅にあることを立証しなければならないと考える。

イ その理由は、次のとおりである。

(ア) 法9条2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定めた上で、法10条1項5号では、「市町村議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が当該議員又は長の被選挙権を有する旨が定められているところ、資格発生を主張する者がその資格発生の事実を証明することが求められていると解される。

(イ) 生活の本拠に係る証拠は、その本人が収集し提出することが容易である。

(ウ) 当選訴訟ではあるが、被選挙権のないことを理由として当選を無効とした裁決を争う者は、その被選挙権があることの立証責任を負担するとの裁判例がある（昭和26年2月23日東京高裁判決）。

(2) 申立人の見解について

ア 申立人は、高松高裁平成29年1月31日判決の裁判例を根拠に村委員会が引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有していないことについての立証責任を負担する旨を主張する。

イ しかし、審理決定を行う村委員会の立証責任を想定しうとしても、次の理由により、本件申立においては、村委員会に立証責任を認めることができない。

(ア) 申立人の指摘する上記高松高裁判決は、当選が問題となった事案ではなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）127条の失職が問題となった事案であり、本件申立には妥当しない。

(イ) その地方自治法127条では、「普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、議会がこれを決定する」旨が定められているところ、議員の資格喪失を主張する者がその資格喪失の事実を証明することが求められていると解される。

(ウ) 地方自治法127条の失職事案の当事者は、普通地

方公共団体の議会と議員個人とであり、その力関係から議会側となる普通地方公共団体に立証責任を負担させても不公平ではない。

(3) 本件申立について

立証責任については、上記のとおり整理するが、本件申立においては、以下の4及び5に述べるとおり、当委員会が認定した事実により本件期間中の申立人の生活の本拠を推認することが可能である。

4 当委員会が認定した事実

当委員会は、申立人の生活の本拠に関連すると思われる事実を次のとおり認定した。

(1) 住民票によれば、申立人は、平成18年2月20日に、兵庫県神戸市から北川村居宅の住所に転入し、妻と長男は、平成15年6月25日に大阪府豊中市から北川村居宅の住所に転入しており、その後、申立人、妻及び長男は、ともに北川村居宅の住所から異動していない。

(2) 北川村居宅には、別世帯として妻の両親の住民登録がされている。

(3) 北川村居宅の所有名義は、登記事項証明書上、相続登記がされておらず、死亡した妻の祖父のままととなっている。

(4) 奈半利町居宅の賃貸借契約は、2016年7月1日付けで締結されており、賃借人欄には妻の氏名が記入され、連帯保証人欄には妻の父の氏名が記入されている。

なお、契約期間は、2020年3月31日までとなっている。

奈半利町居宅の賃借料は、契約締結以降、申立人名義の預貯金口座から賃貸人名義の預貯金口座に振り込まれている。

(5) 妻と長男は、平成28年7月ごろに奈半利町居宅に転居し、その後の平成29年4月、長男は高校に入学した。

(6) 北川村居宅は、2階建てであり、その間取りは、1階に玄関、台所、風呂、トイレ、洗面所及び居室3部屋、2階に居室2部屋となっている。他方、奈半利町居宅は、2階建てであり、その間取りは、1階に玄関、台所、風呂、トイレ、洗面所及び居室3部屋、2階に居室2部屋となっている。

(7) 北川村居宅に配達される高知新聞購読契約が締結されており、契約者及び購読料負担者は、本件期間以前から妻の父である。他方、奈半利町居宅に配達される高知新聞購読契約も締結されており、本件期間における契約者及び購読料負担者は、申立人である。

(8) 平成23年4月1日から平成28年6月30日まで北川村居宅を接続場所とするインターネット契約が、平成28年6月30日から令和2年5月31日まで奈半利町居宅を接続

場所とするインターネット契約が締結されている。奈半利町居宅を接続場所とする契約は、北川村居宅を接続場所とするインターネット契約の接続場所を平成28年6月30日に奈半利町居宅に移行したものであり、契約者及び利用料負担者は、申立人である。

(9) 北川村居宅の固定電話の契約は、インターネット契約とセットであるため、同契約の接続場所を奈半利町居宅へ移行する際に、固定電話も奈半利町居宅へ移行している。

なお、申立人は、平成28年7月8日に、改めて北川村居宅に固定電話を設置する契約を締結している。

(10) 申立人から宛名を申立人とする郵便物の提出を受けたが、本件期間中の郵便物1通が認められ、その宛先は、北川村居宅であった。

なお、宛名を申立人とする平成31年の賀状15通が認められ、全通とも北川村居宅を宛先とするものであった。また、申立人を宛名とする令和2年の賀状17通が認められ、そのうち16通が北川村居宅を、残り1通が奈半利町居宅を宛先とするものであった。

(11) 妻は、全国土木建築国民健康保険組合に加入して被保険者となっているところ、本件期間中、申立人も同一世帯に属する家族として被保険者となっている。

なお、妻の加入に際しての住所地は、北川村居宅となっている。

(12) 北川村居宅の電気、ガス及び水道の契約者は、本件期間以前から妻の父であり、妻の父がそれぞれの使用料金を負担している。他方、奈半利町居宅の電気、ガス及び水道の契約者は、申立人であり、申立人が使用開始時からそれぞれの使用料金を負担している。

北川村居宅及び奈半利町居宅の電気、ガス及び水道の使用状況は、別紙(1)の各表に記載のとおりである。

(13) 本件期間中、申立人と妻及び長男との間において、通信アプリLINEを用いたやり取りが別紙(2)の通信アプリLINEの表に記載のとおり認められる(「別紙(2)」は省略する。)

5 認定事実についての評価

4に記載の当委員会が認定した事実から、生活の本拠、すなわち申立人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心となる場所が北川村居宅にあるのか、奈半利町居宅にあるのかを検討すると、

(1) 両居宅の構造、部屋の数及び広さについては(4の(6))、いずれも大きな差がない上、日常生活を送ることについても支障がなく、これをもって申立人がどちらの居宅を生活の本拠としているかを推認することはできない。

申立人が北川村居宅を住所地とする妻と同一世帯に属する家族として全国土木建築国民健康保険組合の被保険者であったとしても(4の(11))、生活実態を反映するものではなく、これをもって申立人の生活の本拠がどちらの居宅にあるかを推認することはできない。

両居宅の電気、ガス及び水道の使用状況をみても(4の(12))、両居宅で申立人の家族が生活しているため一定の使用量があり、その使用状況から申立人がどちらの居宅を生活の本拠としているかを推認することはできない。

(2) なお、どちらの居宅で、どの程度起臥寝食していたかに関する事実は、生活の本拠を判定するのに重要な事実であるが、この点を認定できるだけ証拠の確保が困難であり、判定の資料とすることができない。

(3) しかしながら、奈半利町居宅の賃貸借契約の契約者が妻であるものの、賃借料負担者が申立人である事実(4の(4))、北川村居宅に配達される高知新聞購読契約の契約者及び購読料負担者が妻の父であるのに対し、奈半利町居宅に配達される高知新聞購読契約の契約者及び購読料負担者が申立人である事実(4の(7))、申立人が締結していた北川村居宅を接続場所とするインターネット契約の接続場所が平成28年6月30日に奈半利町居宅に移行されているが、その契約者及び利用料負担者が申立人である事実(4の(8))、北川村居宅の電気、ガス及び水道の契約者と各料金の負担者が妻の父であるのに対し、奈半利町居宅の電気、ガス及び水道の契約者と各料金の負担者が申立人である事実(4の(12))によれば、申立人が北川村居宅における日常生活の費用を負担していないのに対して、奈半利町居宅における日常生活の費用の多くを負担しており、申立人の一般的生活、全生活の中心が北川村居宅よりも奈半利町居宅にあると考えることが自然である。

また、インターネット契約における接続場所が北川村居宅から奈半利町居宅に移行された事実(4の(8))によれば、インターネットは一般的に多くの時間を過ごす場所に接続するものであり、妻や長男が利用することを考慮しても、申立人が多くの時間を過ごす場所が北川村居宅より奈半利町居宅にあったと考えることができる。

LINEを用いたやり取りの内容を観察すると、申立人、妻及び長男間の奈半利町居宅での生活に関するものが多いのに対し、申立人の北川村居宅の生活や妻の両親に関するものは少ない(4の(13))。仮に、申立人が北川村居宅で週のうち4日の頻度で起臥寝食し暮らしていたのであれば、申立人の北川村居宅での日常生活や妻の両親の様子についてのLINEによるやり取りがもっと

あつてよいはずであり、このようなやり取りが少ないことからすれば、申立人の一般的生活、全生活の中心が北川村居宅にあったとは言い難い。

(4) (3)に述べたところから、申立人の生活の本拠が明確に奈半利町居宅にあるとまでは根拠付けることができないものの、北川村居宅の方よりも奈半利町居宅の方であったと推認することができる。

第3 審査の結果

以上より、申立人は、平成31年4月21日の時点まで引き続き3箇月以上北川村内に住所を有していたとは認められないことから、申立人が本件選挙における被選挙権を有していなかったとの原決定に誤りはなく、当委員会は、法216条2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)45条2項に基づき、主文のとおり裁決する。

令和2年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

別紙(1)

【電気】

年	月	北川村居宅		奈半利町居宅	
		料金(円)	使用料(kwh)	料金(円)	使用料(kwh)
平成28	1	16,563	595	—	—
	2	13,305	492	—	—
	3	13,271	493	—	—
	4	11,567	439	—	—
	5	15,475	561	—	—
	6	12,534	469	—	—
	7	13,444	501	3,301	153
	8	8,840	349	12,317	592
	9	9,624	374	16,121	720
	10	6,909	282	13,814	664
	11	8,996	353	13,195	673
	12	7,567	306	15,257	806
平成29	1	9,639	374	16,369	868
	2	8,241	326	17,208	913
	3	7,530	300	17,202	907
	4	7,927	309	18,561	956
	5	9,843	363	18,834	938
	6	8,081	306	15,135	732
	7	8,859	331	15,487	742
	8	10,006	367	12,273	539
	9	10,435	381	17,296	740
	10	9,189	342	13,716	640
	11	7,629	293	17,610	880
	12	7,137	276	17,768	905
平成30	1	9,692	358	18,338	928
	2	5,963	232	20,588	1,031
	3	9,438	346	20,612	1,016
	4	9,218	338	15,304	802
	5	9,999	358	18,235	872
	6	8,406	309	15,121	715
	7	9,294	336	13,933	632

	8	10,228	364	14,939	647
	9	9,858	351	17,129	737
	10	8,747	315	14,720	657
	11	8,395	303	17,281	805
	12	9,260	328	19,181	904
平成31	1	9,336	329	21,909	1,041
	2	8,340	298	22,789	1,093
	3	8,243	295	21,782	1,042
	4	9,226	327	20,025	1,022
令和元	5	10,705	374	20,503	1,000

【ガス】

年	月	北川村居宅		奈半利町居宅	
		料金(円)	使用料(m ³)	料金(円)	使用料(m ³)
平成28	1	18,810	50.80	—	—
	2	16,870	45.50	—	—
	3	12,660	35.00	—	—
	4	11,530	32.00	—	—
	5	11,230	30.80	—	—
	6	9,430	24.00	—	—
	7	6,030	11.80	—	—
	8	3,250	3.10	3,390	2.60
	9	3,070	2.70	3,220	2.30
	10	3,910	4.90	3,170	2.20
	11	6,080	12.30	3,280	2.40
	12	7,180	15.50	2,890	1.60
平成29	1	8,320	19.10	3,120	2.00
	2	9,370	21.70	3,420	2.50
	3	8,040	16.20	3,180	2.00
	4	8,200	16.60	3,360	2.30
	5	6,850	12.90	3,340	2.30
	6	5,090	8.00	3,410	2.50
	7	5,080	8.10	3,130	2.00
	8	3,630	3.90	2,740	1.30
	9	4,060	4.90	3,290	2.30

	10	5,010	7.50	3,490	2.60
	11	7,310	13.70	3,370	2.30
	12	8,450	16.40	3,230	2.00
平成30	1	10,480	22.10	3,170	1.90
	2	6,820	11.70	3,710	2.80
	3	8,420	16.50	3,390	2.30
	4	6,860	12.60	3,300	2.20
	5	5,480	8.80	3,450	2.50
	6	6,070	10.50	3,460	2.50
	7	5,280	7.80	3,090	1.80
	8	3,680	3.60	3,160	1.90
	9	4,740	6.10	3,870	3.10
	10	5,860	9.10	3,760	2.90
	11	7,840	14.10	3,190	1.90
	12	9,400	18.70	3,720	2.80
平成31	1	10,570	23.80	3,190	2.00
	2	9,460	21.30	3,720	3.00
	3	8,750	19.40	3,370	2.40
	4	10,350	24.10	3,500	2.60
令和元	5	8,140	16.50	3,470	2.50

【水道】

年	月	北川村居宅		奈半利町居宅	
		料金(円)	使用料(m ³)	料金(円)	使用料(m ³)
平成28	1	—	—	—	—
	2	—	—	—	—
	3	—	—	—	—
	4	—	—	—	—
	5	—	—	—	—
	6	—	—	—	—
	7	—	—	617	—
	8	—	—	—	—
	9	—	—	1,485	24
	10	—	—	989	—
	11	—	—	1,485	24

平成29	12	—	—	1,175	19
	1	—	—	1,609	26
	2	—	—	1,485	24
	3	—	—	1,361	22
	4	—	—	1,547	25
	5	—	—	1,733	28
	6	—	—	1,733	28
	7	—	—	1,113	18
	8	—	—	1,547	25
	9	—	—	1,795	29
	10	—	—	2,043	33
	11	—	—	1,733	28
12	—	—	1,485	24	
平成30	1	—	—	1,423	23
	2	—	—	1,733	28
	3	—	—	1,547	25
	4	—	—	1,733	28
	5	—	—	1,795	29
	6	—	—	1,423	23
	7	—	—	1,733	28
	8	—	—	1,609	26
	9	—	—	2,105	34
	10	—	—	1,733	28
	11	—	—	1,857	30
	12	—	—	1,299	21
平成31	1	—	—	1,609	26
	2	—	—	1,733	28
	3	—	—	1,919	31
	4	—	—	1,671	27
令和元	5	—	—	1,423	23

※北川村居宅の水道については、申立代理人から使用量に関係なく定額であり、年に1回現金で支払う方法との説明があった。